

2020年12月9日

島根県知事
丸山 達也 様

日本共産党島根県議団
団長 尾村利成
幹事長 大国陽介

大飯原発3、4号機設置変更許可取り消し大阪地裁判決

司法判断を直視し、適合性審査の徹底検証を求める申し入れ

関西電力大飯原発3、4号機(福井県おおい町)について、12月4日に大阪地裁は、原子力規制委員会の判断に誤りがあったとして、設置変更許可を取り消す判決を出しました。

争点は、①関西電力が設定した「基準地震動」が適切な値であるか、②原子力規制委員会が基準地震動を認めるにあたり、適切な審査をしたのか、にありました。

地震の規模は、震源断層の長さなどから算出されます。そこで使われる計算式は、過去の事例から導かれたもので、算出されるのは平均的な地震規模です。しかし、実際に起きる地震規模は、この平均値からずれる「ばらつき」があり、「ばらつき」を考慮する必要があることが規制委員会の「審査ガイド」に明記されていました。

しかしながら、関西電力は「ばらつき」を考慮せず、基準地震動を定め、原子力規制委員会もそれを認めていたのです。

判決は、「審査ガイド」に定められた「ばらつき」の考慮がされていないことを厳しく指摘。「規制委の判断は地震規模の想定で必要な検討をせず、看過しがたい過誤、欠落がある」と断じました。自ら定めたルールさえ守らず、設置変更を許可した規制委の責任は極めて重大であります。

この10数年前余りで、実際の揺れで基準地震動を超える事例が5件も発生しています。2005年8月の宮城県沖地震(M7. 2)による女川原発、2007年3月の能登半島地震(M6. 9)による志賀原発、2007年7月の新潟県中越沖地震(M6. 8)による柏崎刈羽原発では、想定より小さい地震にもかかわらず、基準地震動を超えたのであります。

規制委員会は、今回の司法判断を直視し、再稼働容認路線をやめるべきです。そして、すべての原発の基準地震動の見直し・再検証をすべきであります。

以上の立場から、下記事項を申し入れます。

記

1. 原子力規制委員会は、地震規模を推定する経験式として、入倉・三宅式を採用しています。入倉・三宅式は過小評価になる可能性が問題になっています。島根原発2号機の基準地震動(820ガル)について、規制委は2018年2月16日、「概ね妥当」と評価しましたが、同様の不備がある可能性を否定できません。県として、原子力規制委員会に対し、基準地震動の再検証を求めること。
2. 原発の適合性確認審査において、国任せ、国の審査待ちの受け身の姿勢では、県民の命と安全を守ることはできません。県の原子力安全顧問会議に設置されている「自然災害対策」「原子炉施設の安全対策」「避難対策」の3つの小会議など、県において徹底した独自検証を行うこと。
3. 2016年4月の熊本地震では、震度7の激震が約28時間を空けて2回発生しました。1回目の前震(M6. 5)には耐えても、2回目の本震(M7. 3)で倒壊した建物が多数ありました。連続大地震は原発にも大きく影響するものです。新規制基準に連続地震を取り入れるよう規制委員会に求めること。